

○長南町いじめ防止等対策推進要綱

(平成27年10月29日)

目次

- 第1章 総則(第1条ー第7条)
- 第2章 長南町いじめ問題対策連絡協議会(第8条ー第15条)
- 第3章 長南町いじめ問題調査委員会(第16条ー第22条)
- 第4章 雜則(第23条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の規定に基づき、いじめの防止等(児童又は生徒に係るいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策の推進に關し、必要な事項を定めるものとする。

(いじめの禁止)

第2条 児童・生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

(町の責務)

第3条 町は、いじめの防止等に関する対策について、国及び千葉県(以下「県」という。)その他の関係する機関及び団体との緊密な連携協力の下、本町の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

3 長南町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、学校が、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第13条の規定に基づきいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定し、いじめの防止等に関する基本的施策、いじめの防止等に関する措置及び重大事態への対処を適正に行うことができるよう、必要な指導、助言又は援助を行うものとする。

(学校及び学校の教職員の責務)

第4条 学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童・生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該児童・生徒を徹底して守りとおし、いじめの早期解消のため適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 学校及び学校の教職員は、教職員の言動が児童・生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、児童生徒一人ひとりについての理解を深めるとともに、児童・生徒との間の信頼関係の構築に努めなければならない。

(保護者の責務等)

第5条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有することから、その言動がその保護する児童・生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、当該

児童・生徒がいじめを行うことのないようにするために、規範意識、生命を大切にし、他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、県、町、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する町及び学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(町民及び事業者の役割)

第6条 町民及び事業者は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において児童・生徒と触れ合う機会を大切にし、当該地域全体で児童生徒を見守るとともに、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者と連携協力して、児童・生徒が健やかに成長できる環境づくりに努めるものとする。

- 2 町民及び事業者は、基本理念にのっとり、いじめを受けた児童・生徒を発見したとき、又は児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、これを当該児童・生徒が在籍する学校、町又は関係機関等に通報するよう努めるものとする。

(児童・生徒の役割)

第7条 児童・生徒は、自分を大切にするとともに、互いに思いやり共に助け合って行動し、いじめのない学校生活を送れるように努めるものとする。

- 2 児童・生徒は、基本理念にのっとり、自らがいじめを受けた場合又は他の児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、家族、学校、町又は関係機関等に相談するよう努めるものとする。

第2章 長南町いじめ問題対策連絡協議会

(設置)

第8条 法第14条第1項の規定に基づき、長南町いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を置く。

- 2 連絡協議会は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に關係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

(組織)

第9条 連絡協議会は、委員6人以内をもって組織する。

- 2 委員は、千葉県警察茂原警察署、長南町立小中学校、東上総児童相談所の職員その他、次の各号に掲げる者の中から、教育長が委嘱する。

- (1) 行政機関の職員
- (2) 青少年・教育関係団体の役職員等
- (3) 弁護士・医師・福祉の専門家等の役職員等
- (4) 前各号に掲げる者の他、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 10 条 委員の任期は、4 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 11 条 連絡協議会に会長および副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選任する。

3 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第 12 条 連絡協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、教育委員会が行う。

2 連絡協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の排除)

第 13 条 連絡協議会は、委員に審議の対象となる事案の関係者と直接の人的関係又は特別の利害関係を有する者がいることにより当該審議の公平性及び中立性が損なわれると認めるときは、その者を当該審議に参加させないことができる。

(秘密の保持)

第 14 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 15 条 連絡協議会の庶務は、長南町教育委員会学校教育課において処理する。

第 3 章 長南町いじめ問題調査委員会

(設置)

第 16 条 町長は、報告を受けた際に、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、規定による調査を行うため、町長の附属機関として、長南町いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 17 条 調査委員会は、町長の諮問に応じ、法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事項を調査及び審議する。

(組織)

第 18 条 調査委員会は、委員 6 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から、町長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) いじめの防止等に関する知見を有する者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員がかけた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第19条 調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

3 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

(準用)

第20条 第12条及び第13条の規定は、調査委員会について準用する。この場合に

おいて、第2章 長南町いじめ問題対策協議会中「連絡協議会」とあるのは
「調査委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、「審議」とあるのは
「調査及び審議」と読み替えるものとする。

(秘密の保持)

第21条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後
も、同様とする。

(庶務)

第22条 調査委員会の庶務は、長南町教育委員会 学校教育課において処理する。

第4章 雜則

(委任)

第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長又は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(任期の特例)

2 第18条第3項の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に委嘱される連絡協議会及び調査委員会の委員の任期は、委嘱された日から平成30年3月31日までとする。